

【解説】ちよつと詳しく説明すると、GI(=地理的表示)保護制度は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)」に基づく

制度で、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、

社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するものです。世界100ヶ国以上で導入されています。



産地の物語

風土

匠の技

伝統

があります

品質

お気に入りのGI製品を見つけて!

GI製品を探すには、このマークが目印です



MAFF 農林水産省



03-6738-6442 輸出・国際局知的財産課
03-5567-1991 日本地理的表示協議会 (一社)食品需給研究センター

